

議会運営委員会報告書

平成27年2月18日

備前市議会議長 田 口 健 作 殿

委員長 橋 本 逸 夫

平成27年2月18日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	審査結果	備 考
1 議会の運営に関する事項についての調査研究 ① 第2回定例会の運営について ② 請願・陳情の受理状況について	継続調査	—
2 議長の諮問に関する事項についての調査研究 ① 行事予定について ② 議決事項の追加（教育大綱）について	継続調査	—

《 委員会記録目次 》

招集日時・出席委員等	1
開会	2
議会の運営に関する事項についての調査研究	2
議長の諮問に関する事項についての調査研究	8
閉会	10

議 会 運 営 委 員 会 記 録

招 集 日 時	平成27年2月18日（水）		午前9時30分	
開議・閉議	午前9時30分	開会 ～	午前10時50分	閉会
場 所 ・ 形 態	委員会室A・B	閉会中の開催		
出 席 委 員	委員長	橋本逸夫	副委員長	西上徳一
	委員	尾川直行		津島 誠
		掛谷 繁		星野和也
欠 席 委 員	なし			
遅 参 委 員	なし			
早 退 委 員	なし			
列 席 者 等	議長	田口健作	副議長	守井秀龍
傍 聴 者	委員外議員	なし		
	紹介議員	なし		
	参考人	なし		
説 明 員	議会事務局長	草加成章	議会事務局次長	入江章行
	議事係長	石村享平	議事係主査	青木弘行
傍 聴 者	議員	なし		
	報道関係	なし		
	一般傍聴	なし		
審 査 記 録	次のとおり			

午前9時30分 開会

○橋本委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまの御出席は、6名全員でございます。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

***** 議会の運営に関する事項についての調査研究 *****

早速ですが、議会の運営に関する事項についての調査研究、2月第2回定例会の運営についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○石村議事係長 それでは、2月第2回定例会の運営について御説明申し上げます。

本定例会につきましては、昨日市長より招集告示がなされ、昨日の全員協議会で議案が配付をされております。

それではまず、資料にあります総括日程について御説明申し上げます。

総括日程表（案）をごらんいただきたいと思います。

1 1月定例会最終日に予定といたしまして日程を御協議いただいておりますとおり、会期につきましては2月24日から3月18日までの23日間の案といたしております。

2月24日の初日につきましては、別紙により後ほど詳細を説明させていただきます。

一般質問は、3月4日、5日の2日間とし、議案の質疑、請願の上程、紹介議員の紹介、議案等の委員会付託を6日に予定しております。

なお、質疑日の散会后、予算決算審査委員会を開催願ひ、分科会の設置と構成を本会議に続けて議場で行うよう考えております。

休会日の9日から17日までの間に常任委員会を開催いただきます。各常任委員会の開催日及び予備日は日程表に記載のとおりでございます。総務産業、厚生文教委員会にあわせて開催される予算決算審査委員会の各分科会につきましては、さきの定例会同様、2日ずつを予定しておりますが、審査日程につきましては委員長に御一任いただきたいと思います。

最終日の18日につきましては、幼稚園の卒業式等の関係で、午後1時30分からの開催となります。

次に、レジュメに戻っていただきまして、付議事件でございますが、市長提出議案が75件ございます。内訳は、記載のとおりでございます。

最後に、新規に受理した請願が2件ございます。

次に、審議方法でございますが、人事案件であります諮問第1号を除き、所管の常任委員会への付託審査といたしております。付託案件につきましては、別添の委員会付託案件表（案）及び請願文書表（案）のとおりでございます。

議案第3号及び議案第61号の一般会計当初、補正の各予算案は、従前同様に、総務産業委員会、厚生文教委員会を単位とする分科会で御審査いただきたいと思います。各分科会の審査範囲

は、分科会が設置される質疑日散会後の委員会で御決定をいただきますが、質疑通告の関係もございまして、定例会招集日2月24日の本会議で議場に事務局案を提示したいと考えております。

諮問第1号につきましては、通告なしで、初日に質疑をお受けした後、採決することといたしております。

議案第39号につきましては、教育委員会の意見を聞いて審査することといたしておりますが、詳細につきましては、初日の日程のところで御説明申し上げます。

次に、一般質問の通告期限につきましては、定例会第3日目、2月26日木曜日の午前10時、質疑の通告期限につきましては定例会第7日目、3月2日月曜日の午前10時といたしております。

会議録署名議員は13番川崎議員、14番橋本議員、15番津島議員にお願いしたいと考えております。

それでは初日の日程について御説明申し上げます。

別添の第1日目の日程表をごらんください。

定例会の開会に当たり、議長、市長から諸般の報告をいただきます。定例会においては、先例に倣い、教育長から御挨拶にあわせて教育行政の諸報告をいただくこととなっておりますが、現在教育長が欠員となっておりますので、教育次長からいただくよう調整をいたしております。

会議録署名議員の指名、会期の決定の後、日程3で議案一括上程の後、市長から提案説明を行っていただきます。

なお、本定例会は、説明に先立ち、施政方針演説をいただくこととなっております。

提案理由の説明の後、先ほど議案の審議方法でも触れましたが、議案第39号の審議に当たっては、議長より文書をもって教育委員会に照会し、回答を求めることとする旨の御提案をいただきます。本会議でこれを御了承いただきましたら、本会議終了後、事務局より教育委員会に文書を送付し、本案の委員会付託前に教育委員会から回答をいただくよう手配したいと考えております。

なお、照会文書の内容は、議長に御一任いただきたいと思います。

その後の手続を申し上げますと、教育委員会からの回答を受理いたしましたら、3月6日の質疑日の本会議において議長より教育委員会からの回答について御報告をいただいた後に、厚生文教委員会へ議案を付託するよう考えております。

最後に、日程4で、諮問第1号についての質疑、採決を行っていただき、初日は散会となります。

再びレジュメに戻っていただきまして、その他の追加議案でございますが、会期中に一般会計補正予算が追加送付される見込みであると伺っております。現在のところ、詳細な内容、それから提出される日にちについては未定でございますが、本会議上程日の会議前に議会運営委員会で

審議方法を御協議いただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

次に、議員発議でございますが、地方自治法の改正に伴い、委員会条例の改正が必要となってまいります。これは、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者として新教育長を置くことなどを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律とあわせて、長及び委員長等の出席義務に関する地方自治法の改正等により、別添におつけしております発議案のとおり委員会条例を改正するものでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正の附則には、現在の教育長と教育委員会の委員長の任期についての経過措置が規定されております。備前市の現在の教育委員長の任期満了日は本年6月8日でありますので、委員会条例にも経過措置を設けております。この内容で発議案に御了承がいただけましたら、発議者は議会運営委員会で、最終日に委員長から御提案をいただければと考えております。

次に、本定例会に送付されます議案第22号市長等の給与及び旅費に関する条例及び職員の旅費に関する条例を改正する等の条例の制定について、議会側の対応を御協議いただければと考えております。

本議案は、市長以下職員の旅費を改定しようとするものでございますが、第16条に規定されておりました正副議長、議員に随行する職員の旅費の調整が削除されております。議員各位の旅費は、備前市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例を根拠としておりますので、本案が原案どおり可決されましたら、今後は随行職員と支給額が変わってまいります。議案第22号の御審議にあわせ、議会側の対応を御協議いただければと思います。

あわせて、議案第19号の組織及びその任務に関する条例の一部改正、それから議案第39号の教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定の議決に伴い、常任委員会の所管する部署の任務や権限が移行された場合ですが、現時点で委員会の同一性は保たれているのではないかと考えておりますが、少なくとも閉会中の継続調査事件には影響がございます。いずれの議案も精査し、慎重な判断が必要となりますが、原案どおり可決されてからの対応となりますので、会期中に事務局案をお示しし、御検討をいただければと考えております。

2月第2回定例会の運営については、以上でございます。

○橋本委員長 事務局の説明に関しまして、御意見があればお受けします。

○尾川委員 議案第39号の議案上程後、教育委員会の意見を聞いて審議というのは、どういう意味なんですか。

○石村議事係長 これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律というのがございます。その法律の第23条で……。

○尾川委員 いやいや、それはええんじゃ、私の言いたいのは、教育委員会の意見を聞いて審議するというのは、順番が違うんじゃないかなということじゃ。先に教育委員会の意見を聞いてきて、こういうものが出てくるもんじゃねんか。

○石村議事係長 今、尾川委員がおっしゃったのは、執行部の対応かと思えます。

○尾川委員 そうじゃ。

○石村議事係長 それがなされた上で議案が提案されているものと思っておりますが、議会としましては、意見を聞かずに議決をいたしますと、違法な議決となりますので、議案が提出されましたら、本件の議決前に、議会の議決をもって文書で、この際は教育委員会に議案についての意見を聞いて、それをもとに議決をしていただきたいと考えております。

○尾川委員 それでね、聞き間違いかもわからんけど、文書でもって意見を聞くというよりも、教育委員を招致すりゃあええがな。

○橋本委員長 委員会に呼ぶということですか。

○尾川委員 来てもらやあええが。何も文書で回答してもらわんでも、委員会付託になるんじゃないと思うけど、それできちっと議論して。こんな教育長の問題が起こるとんじゃから、いろいろこういうことについてもしっかり議会としての対応をしていかんと。そりゃ本人の資質もあるけど、議会にも責任がある、市長の任命責任もあるわけじゃから、その辺を問われるわけ、市民は。それに対して、やはり議会としては襟を正して、こういうことについてはきちっとやりますというのを見える形にせなんだら、ただ文書を作成してもらったんでは、それは審議にならんと思うけどな。

○橋本委員長 今、尾川委員は、文書でもって回答をもらうよりも、教育委員会のしかるべき者を委員会に招致して、そこで意見を聞きながら審議を進めるべきじゃないかという提案でございます。これは、どんなんでしょうか。呼ぶか、呼ばずに文書でもって回答をもらうか、その二者択一ということですか。

○石村議事係長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律には、文書あるいは口頭といった記載はございません。意見を聞かなければならないということでございます。

議決をするまでに意見を聞くことになっておりますが、お呼びするというになると、日程の調整も必要となりますので、お時間をいただきたいと思えます。

○尾川委員 だから、やはりそういう手順を踏んでやらんと、こういう状況になつとることを議員も理解せにゃあいけん。特に、教育のまちを標榜している中で、今回こういう問題が起きて、その辺をよく認識して、議会としても、やはりきちとした形で対応していく、かえって今の時期というのは、教育委員会というのをもっと重視して、議会としてもバックアップするというスタンスでなかったら。それをただ書類でもらやあええじゃなくて、やはりそういう手順を踏んで、教育委員長なり委員を全員呼んで、その中で聞いて、参考にせにゃあいけんのんじゃから、聞かせてくれと、私はやるべきだと思う。

○橋本委員長 暫時休憩します。

午前 9時47分 休憩

午前10時26分 再開

○橋本委員長 休憩前に引き続き、議会運営委員会を再開いたします。

まず、いろいろな御意見がございます。その中で、皆さんの決定をしていただきたいと思います。

議案第39号につきましては、本会議において教育委員会から文書でもって報告を受けるのか、あるいは関係者に出席を願って口頭で報告を受けるのか、それについて議会運営委員会で決定したいと思います。

文書の報告でいいんじゃないかという方は、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

多数ということで、本会議に関しましては文書でもって報告を受けるということに決定いたしました。

引き続き、議案第39号に関して付託を予定される厚生文教委員会で関係者の出席を求めて、より詳しく報告を受けるべきじゃないかという提案が尾川委員のほうからなされました。これは、あくまでも最終決定は厚生文教委員会にあると思われませんが、議会運営委員会からの申し入れはできるということでございます。

○掛谷委員 教育委員会が秘密会として取り扱っていることが、言えるのか、言えないのか、それが聞きたい。

○入江議会事務局次長 教育委員会での議決によりけりだと思います。というのが、議案を上程するまでは秘密でも、上程したら、恐らく違うだろうというものをあらかじめ確認した上で、その意見を述べていただければと思います。

○掛谷委員 ということは、ほぼオープンであろうと、上程されたら。

○入江議会事務局次長 そのように教育委員会事務局に申し伝えていきたいとは思いますが。

○橋本委員長 それでは、この件に関しまして議会運営委員会から申し入れをするということに賛成される方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数でございますので、厚生文教委員会に対して、教育委員会のしかるべき関係者を招聘して、慎重に審査してくださいということを議会運営委員会から申し入れすることに決しました。

その他、この39号に関しては何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようであれば、他の案件、他の件で御意見、御質問があればお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようであれば、その他の運営に関しては、事務局からの説明どおりといたします。

次に、議案第22号に関する議会の対応について、議長、この件に関して何かありますか。

○田口議長 いやいや、議案第22号で、職員の県外出張の際の宿泊料は、「1万4,000

円」から「1万3,000円」に下げっていますが、議員の旅費に関しては、条例が別ですので、そのままがいいのなら改正の必要はないんですが、議員も職員にそろえるのであれば、議員発議で条例改正が必要になりますということです。そのままでも別にどうということはない。

○尾川委員 ゆっくり検討すればいいんじゃないですか。執行部は執行部で、議会はいつも準じてやる場合も、やらない場合もあるんじゃないから、しないと言うんではないけど。

○橋本委員長 その際には、議会運営委員会からの発議ということで、次回以降ということにしたいと思います。よろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、請願・陳情の受理状況についてを説明願います。

○石村議事係長 それでは、請願・陳情の受理状況について御説明申し上げます。

1 1月定例会以降に受理した請願は、2件でございます。

請願文書表(案)のとおり、厚生文教委員会に付託してはと考えております。

本日のレジュメの裏面に、請願書をそのまま印刷しておりますが、ごらんをいただきますと、請願者は違いますが、紹介議員はいずれも田原議員、請願の要旨等も非常に似通った内容となっております。

同一会期中において同一趣旨、同一目的の議案や請願が仮に議決をされた場合、一事不再議に抵触するおそれがあるので、議決することなく、既になされた議決の結果により、みなし採択、みなし不採択とする取り扱いを紹介する解説もございます。

みなしについて明文の規定はございませんが、議会の意思が矛盾する結果になることは避けるべきであり、会議の能率性の観点からも、この取り扱いを肯定する説もございますので、御紹介をさせていただきます。備前市議会での事例は見つかりませんでしたが、国会では先例等がございました。審査は、厚生文教委員会にお任せしてはと考えております。

陳情につきましては、一覧に記載のとおりでございます。

以上でございます。

○橋本委員長 この件に関しまして。

○掛谷委員 さきの厚生文教委員会で似通った請願を趣旨採択しております。これもよく似たものなので、結局存続してくれという話です。紹介者は一緒、趣旨も同様と。こういうことは、個人的に言えば、請願者が変わっているということで、取り扱ってはいいいんではないかと思っています。ただ、紹介者が同じということはどうなんかなと思って、そこが疑問であります。あくまでも、やはり請願の自由というのはあるわけなので、粛々とまた同じようなことになるんじゃないかとは思いますが、それはそれでいいんじゃないかと。紹介議員が一緒であるということが、ちょっと私は、はてなど。

○石村議事係長 先ほど御説明を申し上げましたのは、同一会期中に出された2件の請願が似通っているということで、前回以前のものを対象としたお話ではありません。今定例会に上程され

る請願第5号が採択あるいは不採択とされた場合に、同じ紹介議員による似通った内容の請願第6号が違う議決となつては整合性がなくなるので、第5号が議決されたときに第6号をみなし議決できるという取り扱いの御紹介でございます。

○掛谷委員 勘違いでした。

○橋本委員長 よろしいか。

ほかの委員の皆さんは。

○尾川委員 基本的な話なんじゃけど、それは要するに、国会の先例がある。先に受け付けたほうが優先されるわけ。

○石村議事係長 審議の順は、恐らく若い番号から行うことになると思うんですけども、内容が同じものは、議会の意思が矛盾しても困りますし、効率的に審査することを考えて、そういう取り扱いもできるというのが解説書にはあります。衆議院で実際そういったみなし採択をした先例がございますが、見落としているかもわかりませんが、探してはみたんですけど、備前市議会でのそういった事例は見当たりませんでした。

○橋本委員長 よろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、請願については、このように取り計らいたいと思います。

***** 議長の諮問に関する事項についての調査研究 *****

続きまして、報告事項等につきまして事務局より説明を願います。

○石村議事係長 本日現在の行事予定でございます。

2月24日火曜日から第2回定例会、3月18日までの予定で開催がされます。

3月22日ですが日曜日、市制施行10周年記念式典が市民センターで開催されると伺っております。

それから、25日は、東備消防組合議会の定例会が予定されております。

それから、岡山県議会議員選挙が4月に行われますが、4月3日が告示で12日の投開票と聞いております。

最後に、市内の学校・園関係の卒業式、入学式等は、別表にいたしておりますので、御参考にしていただければと思います。

以上でございます。

○橋本委員長 報告事項のうち、行事予定等につきまして質問等ございませんね。よろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、続きまして、その他、これは事務局から何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

各委員の皆さんから何かございますか。

○尾川委員 問題提起として聞いてください。

まず1点目が、11月議会が終わった際に議論してお話なんですけど、23日目の18日にこども園の卒園式があって、本会議が午後から開催されます。これは例えば、こども園の卒園式を18日にやってもらって、最終日の採決を19日というふうなことも一度検討をして、午後からじゃなしに、朝から開会のほうがいいんじゃないかと思えます。

それからもう一つは、教育大綱を市長が策定することになっているんですけど、報告だけと。ぜひ議会運営委員会としても検討して、議決事件に入れるべきだと私は思うんです。総合計画ではかなりいろいろやりとりして、議決するようになりましたから、この大綱についても、そういう扱いにすべきじゃないかなという考えをその他で述べさせていただきました。

以上です。

○橋本委員長 ちょっと整理します。

日程に関して、最終日を18日の午後からじゃなくって、19日ということで、それは提案という格好で捉えたらよろしいでしょうか。

○尾川委員 はい。

○橋本委員長 そうであれば、日程を変更するかしないかを決めにゃあならん。

○尾川委員 今回はいいんですが、次回から。

○橋本委員長 今回はいいということで、次回からですね。

○石村議事係長 最終日の日程ですが、行事予定を見ていただきますと、19日、20日と、このあたりは例年どうしても学校行事が詰んでまいりますので、20日前後というのは、午後からの開催というのは避けられないかもわかりません。もっと遅くすれば可能かもわかりませんが、その後東備消防組合議会の定例会等も控えておりますので何とも申し上げられません。

○尾川委員 何でかと言うと、今回の議案もまだよく見てないんですけど、審議に時間がかかるんじゃないかなと思うんで、そりゃあ深夜でも、朝まででもやりやあいというのもありますけどね、午後からして、本当に時間がきちっと確保できるのかなというふうなことがあるので。ただ後のスケジュールもあったりするし、じゃあ小学校や中学校の卒業式に出席せんでもええことなんで、議会を優先するかどうかですけど、ちょっとそんな感じがします。5時までだろうと思うんです、午後1時半から始めても。その辺がちょっとどんなかなということで、意見を言わせてもらいました。今回は決めたんですから、どういうことはないんですよ。

○橋本委員長 それでは、次回、来年の日程を検討する際には、そういうふうなことがしんしゃくできればしていただきたいということです。

次に2点目の、市長が決定をする教育大綱に関してこれを議決事件にすべきではないかという提案でございますが、これは事務局にお尋ねをします。これを議決事件にすることは、議会の判断でできるのでしょうか。

暫時休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前10時46分 再開

○橋本委員長 それでは、休憩前に引き続き、議会運営委員会を再開いたします。

○石村議事係長 議会の議決については、地方自治法第96条で制限列举されておりますが、その第2項で、議会において議決すべき事件を定めることは可能ではないかと考えております。

現状で申しますと、定住自立圏形成協定の締結については、条例を定めて、議決事項としております。

○橋本委員長 ただいまの事務局の説明では、教育大綱に関しましても条例改正をすることによって議決案件にすることができるということのようでございます。今尾川委員からの提案は、これを議決案件にすべきではないかという提案でございます。他の委員の皆さんの意見もお伺いしたいと思います。

この件に関しては、今提案されたばかりで、すぐにここで結論を出すというのが難しければ、次回ということでも結構かと思いますが、どんなでしょうか。他の委員の皆さんの意見をお伺いいたします。

○掛谷委員 教育大綱の内容も全部頭へも入っていませんし、しっかり内容も把握して、研究して、それでまた議運で諮って、そうあるべきならば、そうすればいいと思いますが即決できませんので、研究をさせていただきたいというのが私の意見です。

○尾川委員 これも議事録を出すと思うんですけど、議員にも、もろ刃の剣なんです。だけど、議会が責任を果たすためには、やはり特に教育大綱については、総合計画に準ずるぐらいの計画なんで、議会として関与していくことが必要なんで、ほかの議員の人にも、こういう提案があつて、ひとつ考えてみてくださいというふうに議会事務局から伝えてもろうたらと思います。

○橋本委員長 尾川委員、じゃあこの件に関しましては、ここで結論ということじゃなくて、一応皆さんで検討するというところでよろしいか。

○尾川委員 そういう方向にしてほしいと。

○橋本委員長 皆さん、それを議決案件とすべきかどうかをよく検討してください。決定等々につきましては、今後の委員会で行いたいと思いますので。

ほかに、その他でございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これをもちまして本日の議会運営委員会を閉会いたします。

午前10時50分 閉会